

## 岩倉市設計変更事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、設計内容の変更（以下「設計変更」という。）及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、もって事務の簡素化と合理化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「設計変更」とは、岩倉市契約規則（昭和46年岩倉市規則第14号。以下「契約規則」という。）

第36条第1項の規定により設計図書を変更することをいい、第5条の規定により設計変更手続の前に設計変更の内容をあらかじめ受注者又は受託者に通知することを含むものとする。

### (設計変更のできる範囲)

第3条 設計変更は、岩倉市公共工事請負契約約款及び岩倉市工事設計等委託契約約款（以下「契約約款」という。）に規定する事項又は特に定めた契約条件に規定する事項に該当し、次の各号に掲げる理由により、やむを得ず設計図書を変更する必要がある場合に行うものとする。

(1) 発注後に発生した外的条件によるもの

- ア 自然現象その他不可抗力による場合
- イ 他事業及び施行条件等に関連する場合
- ウ 地元調整等の処理による場合
- エ 安全対策に基づく場合（交通誘導警備員、仮設工等）

(2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの

- ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
- イ 地盤支持力の確認に基づく場合
- ウ 土質・地質の確認に基づく場合
- エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
- オ 建設リサイクル法等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）
- カ 削除

- キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
- ク 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合
- ケ 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致その他確認困難な要因による場合

(3) 事業の進捗を図るもの

## 2 前項の語句の定義

(1) 前項第1号イについて

「他事業」とは、他機関、公益事業者等の現に実施中、又は計画中の事業というものとする。

(2) 前項第1号ウについて

円滑な事業実施上やむを得ない場合でかつ合理的なものでなければならない。なお、「地元調整等」とは、地域住民の要望をはじめ、公安委員会等の他機関、公益事業者等の要望を含むものとする。

(3) 前項第3号について

認可条件等の処理に伴い、かつ、別に発注すべき時間的余裕がないときに、当該予算が計上された主旨に沿って既発注工事等の事業的効果あるいは投資効果を促進するため増工する場合をいうものであり、同号による増工が認められるのは、原則として継続事業であって、かつ、既発注工事等と工種及び工法が基本的な同様のものとする。

(設計変更による契約変更の範囲)

第4条 設計変更により契約変更ができる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 設計変更による累計増加額が当初契約金額の30パーセント以内の場合。ただし、別件発注することが妥当な場合を除く。

(2) 設計変更による累計増加額が当初契約金額の30パーセントを超えるものであって、現に施行中の工事等と分離して施行することが著しく困難な場合

(3) 設計変更により現契約金額を減額する場合

(設計変更の手続)

第5条 契約約款に定める規定に基づき受注者又は受託者から条件変更確認請求通知書（様式第1）に通知事項等（様式第2）を添えて提出があった場合は、監督職員は、調査を行った上、条件変更確認通知書（案）（様式第3）に通知事項等を添えて作成し、所属課長に決裁の上、受注者又は受託者に対し条件変更確認通知書（様式第4）に通知事項等を添えて通知しなければならない。

2 設計変更は、その必要が生じた都度、契約担当者が行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかの条件を満たす設計変更は、当該設計変更に係る工事施工後又は委託業務履行後に行うことができるものとする。

(1) 工事施工前又は委託業務履行前に数量が定まらないもの

(2) 防災及び安全管理のため、緊急施工等が必要なもの

(3) 受注者又は受託者の責めによらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるものに限る。）

3 監督職員は、設計変更の内容について設計変更通知書（案）（様式第5）を作成し、岩倉市決裁規程（昭和52年岩倉市訓令第2号）別表第1附表に規定する支出負担行為の決裁区分により決裁するものとする。なお、設計変更により契約金額が増額となる場合は増額後、減額となる場合は減額前の額の決裁区分によるものとする。

4 前項の場合において、設計変更による累計増減額が300万円以上であるもの又は設計変更による累計増加額が当初契約金額の30パーセントを超えるものについては、所属課長決裁後に総務部行政課の合議を経るものとする。

5 前2項の決裁が完了したときは、契約担当者は、直ちに受注者又は受託者に対し設計変更通知書（様式第6）により通知しなければならない。

（契約変更の手続）

第6条 設計変更に伴う契約変更は、契約規則第36条第3項の規定により、前条第5項の通知後、遅滞なく行わなければならない。

ならない。ただし、次の第1号から第3号までのいずれかの条件を満たす変更又は第4号及び第5号の条件を全て満たす軽微な変更は、工期完了の日の前日から起算して5日前の日までに行うことができるものとする。

- (1) 工事施工前又は委託業務履行前に数量が定まらないもの
- (2) 防災及び安全管理のため、緊急施工等が必要なもの
- (3) 受注者又は受託者の責めによらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるものに限る。）
- (4) 工種（建築工事にあっては種目）の追加を伴わない変更
- (5) 設計変更による累計増減額が当初契約金額の20パーセント未満かつ300万円未満のもの。ただし、既に契約変更を行ったもので、更に設計変更に伴う契約変更を行う場合にあっては、「累計増減額」とあるのは「直近の契約変更からの累計増減額」と、「当初契約金額」とあるのは「直近の契約変更後の契約金額」と読み替えて、この規定を準用する。

2 契約変更に伴う変更契約伺書に記載する変更理由欄には、第3条第1項各号に掲げる変更の理由に該当する項目を明記し、併せて具体的な理由を記述しなければならない（該当する事項が2以上となる場合も同様とする。）。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年8月14日から施行し、同日以後に設計変更が生じた請負工事及び設計等委託業務から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に設計変更が生じた請負工事及び設計等委託業務から適用する。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行し、同日以後に設計変更が生じた請負工事及び設計等委託業務から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。